（届出を要する変更）

第十条　法第五条第六項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

（届出を要する変更）

第二十四条　第十条の規定は、法第十三条第十項において読み替えて準用する法第五条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（電波を使用する航路標識）

第二十八条の二　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める航路標識は、ＡＩＳ信号所とする。

（情報の送信の申出）

第二十八条の三　法第二十二条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第十号様式による申出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申出に係る施設の位置

三　申出に係る施設の名称

四　送信を希望する情報の内容（ＡＩＳ信号により示す地点（次条において単に「地点」という。）の数を含む。）

五　情報の送信を必要とする理由

六　希望する情報の送信の開始期日及び終了期日

七　その他参考となるべき事項

（手数料の額）

第二十八条の四　法第二十二条の二第二項の手数料の額は、同条第一項の規定により海上保安庁が送信する情報に係る地点の数が一の場合には一万二千百五十円、二以上の場合には一万二千百五十円に一を増すごとに二千七百円を加算した額とする。

（権限の委任）

第二十九条　法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第五条第三項第三号及び同条第四項、法第十五条並びに法第二十二条の二第一項並びに第四条ただし書、第六条、第十九条、第二十八条の三及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2　法第五条第三項第三号及び同条第四項の規定による海上保安庁長官の権限は、同条第三項第三号に規定する当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3　（略）

4　法第二十二条の二第一項及び第二十八条の三の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一　法第二章（法第五条第三項第三号及び同条第四項を除く。）並びに法第二十三条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第二十八条及び第二十八条の三を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律

（届出を要する変更）

第十条　法第五条第三項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

（届出を要する変更）

第二十四条　第十条の規定は、法第十三条第十項において読み替えて準用する法第五条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（権限の委任）

第二十九条　法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十五条並びに第四条ただし書、第六条、第十九条及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

（新設）

2　（略）

（新設）

3　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一　法第二章並びに法第二十三条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第二十八条を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置する